

第四次DV防止基本計画（案）に関する県民意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 意見募集の期間

平成30年2月5日（金）～平成30年2月28日（金）

2 意見・提案の状況

件数 21件

3 主な意見の内容

【施策1 DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進】

No	ページ	意見	回答・対応
1	9	デートDVの増加に伴う意識付けの点からも、身の危険を察知するという観点からも、若年層への支援についてもっと盛り込まれても良いのではないかと	デートDV防止のための予防教育として、P9に学校等における予防教育の実施について記載してあります。 高校・大学・専門学校を対象に、デートDV防止出前セミナーを実施し、デートDVの正しい知識や対処方法、相談窓口などの周知を行っています。
2	9	基本理念にある「DVのない社会を目指す」ためにも人権教育に力を入れてほしい。学校のなかで、人を大事にする、大事にされる教育、思いやりを育てる教育がDVの予防に結びつくと考えます。	学校における予防教育の重要性については、認識しており、学校教育の中で道徳心を育むことが大切であると考えます。P9に各学校における「人間関係づくりプログラム」を活用した人間関係作りの推進について記載しています。
3	9	教育現場や地域で実践されている「福祉教育」（すべての人を個人として尊重し、思いやりの心をもって助け合うを態度を育て、ともに生きる人間の育成を目指すこと）がますます必要といえます。しない、させないという骨子そのものが幼少期から教えの中にどう取り入れていけるものなのか、教育現場との連携を含めて記載してほしいと思いました。	学校における予防教育の重要性については、認識しています。学校教育の中で道徳心を育むことが大切であると考えます。P9に各学校における「人間関係づくりプログラム」を活用した人間関係作り推進について記載しています。
4	12	被害者のうち、助けてほしいと声を上げることができる被害者はすべての被害者の何割くらいでしょうか？どこにどのように相談すればいいかわからないという被害者がたくさんいると思います。本当に助けてほしい被害者がどこにいても見つけてもらえるような支援計画にしていきたい。	相談窓口については、静岡県女性相談センターや静岡県男女共同参画ポータルサイト等のホームページで周知しています。P12に記載のありますとおり、市町職員、保育園・幼稚園・学校の職員や相談員等、DVを早期に発見する可能性の高い者や、相談に応じる職員に対し、男女共同参画の視点も取り入れ、DVやストーカーに対する正しい理解や知識を身に付けるための研修を実施します。
5	12	DV被害が判明した際、保育園や学校等で児童の引渡しや情報提供をすることについて、県で統一されたマニュアルの作成と、管理者のみならず現場職員単位での研修が必要	P12には、保育園や幼稚園職員が、DVに関する視点を持って親子に接するよう、情報提供や職員研修の実施に取り組む旨の記載をしています。県で統一したマニュアルについてはP23に記載のとおりDV相談対応マニュアル等を必要に応じて改訂していきます。

No	ページ	意見	回答・対応
6	13	地域において民生委員は欠かせない役割を持つ存在であるといえます。民生委員に対しても連携をはじめとする学習の機会やよく理解がされるような働きかけが必要かと思えます。	P13に記載のとおり、民生委員等を対象とした啓発や研修の実施について、計画に位置づけてあります。

【施策2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり】

No	ページ	意見	回答・対応
7	15	今後、男性被害者への支援が必要	DV被害者への支援は、男性であっても基本的に変わりません。 P15に記載のとおり男性相談への対応を行うこと、またP16の記載のとおり、男女共同参画の視点を持って相談に応じています。
8	18	女性相談員の専門性を高める研修の充実を図ってほしい。また、女性相談専門員にとってスキルの蓄積と連携のためにも雇用の安定と待遇向上をお願いしたい。	P18女性相談員等に対する研修の強化で女性相談員への研修を強化について記載しております。売春防止法が平成28年に改正され、女性相談員を非常勤とする規定が削除されましたが、待遇向上等についても引き続き国へ要望します。
9	20	国際交流協会に配置される相談員がポルトガル語とスペイン語なのはどうか？ 英語やアジア圏の言語の相談員はもう配置されているのですか？	県内の外国人住民についてみると、ブラジル国籍の方が最も多いため、ポルトガル語対応可能な相談員を置いています。 ポルトガル語はスペイン語と近い言語であるため、同時にスペイン語にも対応できております。 英語についても対応しています。アジア圏の言語については、相談員を配置していませんが、平易な日本語で適宜対応するほか、関係機関と連携して対応しております。
10	20	被害者の自立支援に当たり、様々な施策の利用は不可欠で、それを必要とする対象の者がほとんどであるが、対象者区分の中で障害者と高齢者に特化したような部分が気になりました。	高齢者や障害者については利用できるサービスが異なり、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的方針」と同様の記載としております。
11	21	高齢者はどこに相談すべきかわからなかったり、身近な民生委員に相談しても相談したことがばれてしまうという恐怖心や今まで以上にDVを振るわれてしまうと思い相談をできないのが現実ではないでしょうか？市町への配偶者暴力相談支援センターの設置をお願いします。	配偶者暴力相談支援センターの設置については施策5(1)市町DV施策推進の支援について記載しております。

【施策3 DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全に守る保護の実施】

No	ページ	意見	回答・対応
12	24	DV被害者の一時保護所利用状況をみると、喫煙者が女性の一時保護から排除されているため、一時保護される女性の数が減少しているのではないかと心配である。	一時保護所については、入所者や同伴児童への配慮のため禁煙としておりますが、禁煙が難しい場合には、一時保護委託先を利用するなどして個別に対応をしています。
13	26	子どもに対するケア体制の充実が大きく盛り込まれ、良かったと思います。保護された子どもへの養育指導、学習指導、転校に関する支援はわかりやすいのですが、ケアを具体的にどのように行うのか見えてくるともっと良いと思いました。	子どもに対するケアについては、児童相談所や関係機関等様々な機関と連携を図り、子どもの状況に応じた支援にあたることを計画でも位置づけております。
14	28	「母子生活支援施設への入所」「生活保護申請」という部分が強調されている感じが気になりました。特に、被害を受けた母子が母子生活支援施設へということが定着してくると当然加害者は効果的に探索してくるでしょうし、当該母子とともに施設全体の安全をどう守るかが大きな課題になってくると思います。（母子生活支援施設は住所等が公表されているので・・）	被害者の退所先については、社会福祉施設に限らず公営住宅やアパート等様々であり、被害者にとって支援方策を明確にする事が大切であるためP31に記載しております。

【施策4 DV被害者の自立に向けたきめ細やかな支援環境の整備】

No	ページ	意見	回答・対応
15	30	施設入所児童等自立促進事業の実施率ほどの程度ありますか？近年女性相談センター所長が保証人となった事例はあるのですか？	第三次基本計画期間中に女性相談センター所長が身元保証人となったケースはありません。 過去に施設長が保証人となったケースがあり、必要に応じて保証人となることとしています。
16	-	DV被害者が家庭（地域）から離れざるを得ないときの自立支援に関して、経済面でも福祉事務がバックアップされていると思いますが、法的に加害者から何らかの補償がされるような制度ができると良いと思いました。（離婚時の慰謝料、養育費の請求、別居中の婚費請求とは別に）	加害者からの補償制度はありませんが、補償に関しても弁護士相談ができるなど、被害者支援を行っております。
17	-	DV被害者支援者会議を公費により数回開催することを希望します。	DV被害者を支援するためのネットワーク会議について、全県単位でも各健康福祉センター単位でも行っております。

【施策5 DV被害者支援の充実にに向けた関係機関の連携強化】

No	ページ	意見	回答・対応
18	39	いつでもだれでも安心して相談できる体制づくりとして女性相談員等DV相談従事者によるネットワーク活動を充実させてほしい。他機関とのつながりや、合同協議会などが設けられているが、更なる多くの情報共有が生きた相談体制になると思われます。	相談機関ネットワークの強化についてはp39施策5(2)相談機関ネットワークの強化について記載しております。

【全体について】

No	ページ	意見	回答・対応
19	-	第三次計画における「課題」がどう解決され、「今後の取組」がどの程度行われたのかがわかりにくかった。「さらなる」とか「引き続き」といった言葉がないものは三次計画に取り組みなかったのか？と思いました。具体的な解決策（取組策）がないと言葉だけで終わってしまうのではないかと思います。	第三次計画を見直しながら、必要な施策等について第四次計画においても引き続き取り組んでいきます。
20	-	「指導員」→「支援員」という記載にできないか	婦人保護施設の記載について「指導員」→「支援員」という記載に変更しました。
21	-	子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会に婦人保護施設がはいっていないのはどうしてか？	婦人保護施設については、指定管理者として県の業務を委託し、ケース会議等で情報共有をしているため、参加については必要に応じて検討していきます。